

もし、あなたの病院に犯罪被害者が来院したら
まずは一人の人間として共感してください

被害者的心と体に 寄り添った対応が 被害者の回復を助けます

急性期における医療機関での対応



このパンフレットは、医療機関での対応のポイントをまとめたものです。

医療機関の方は、犯罪被害に遭われた方と被害後最初に接する可能性があります。被害の回復を助ける上で、医療機関の方はとても重要な役割を持っています。被害者はひどく動搖して、精神的にも肉体的にも深く傷ついているので、被害者の気持ちに寄り添うように接することが大切です。

犯罪被害者等の心や体の症状

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、身体的外傷のほか、様々な精神的・身体的反応を引き起こします。これらの反応は個人差があり、長期間にわたって継続する場合があります。



医療従事者の皆さんにお願いしたいこと

- ①被害者に対して、一人の人間として共感を忘れない
- ②仕事の中で被害者や遺族の心情を思いやり、対応する
- ③被害者や遺族の話に向き合い、傾聴する
- ④被害者や遺族に対して行うことに、必ず理由を説明し、同意を得る

本当につらい体験をされましたね



<来院時の対応>

●プライバシーに配慮する（安心して話せる環境の確保）

被害者を呼ぶときは、付き添いをしている支援員や警察官の名前を呼び、話声が漏れない場所で話を聞くなど、被害者のプライバシーが守られるよう配意してください。

●被害状況を確認する（情報収集とアセスメント）

被害者にとって、被害の詳しい状況を何度も聽かれることは苦痛になりますので、支援員や警察官が同行している場合には、被害者の同意を得たうえで、支援員や警察官から事件のあらましや簡単な被害状況を聞くようにしてください。

対応のポイント

- 担当される医師、看護師の方は可能な限り、名前を名乗ってください。
- 「担当医師・看護師以外の職員が、犯罪被害について知ることはできません」等、犯罪被害の情報を共有する職員の範囲を告げてください。

<診察時の対応>

●被害者にわかりやすい言葉でゆっくりと説明する

被害者は、被害直後は気が動転し、著しく理解力や記憶力が低下している状態であることが多いため、必要と判断される診察や検査、治療についての説明は、可能な限り、**わかりやすい言葉でゆっくり説明**してください。

本人の年齢や発達段階、急性ストレス障害の程度や症状に合わせてください。

また、検査や治療内容のほか、証拠採取等の実施については、本人の意思を確認後、同意書にサインをもらってください。

●性犯罪被害者やDV被害者の場合は特に配慮が必要

性犯罪被害やDV被害のほとんどの加害者が男性であるため、心理的反応として、被害者は男性医師に恐怖心を抱き、拒否することもあります。被害者本人の意思を確認した上で、可能であれば女性医師との交代や、被害者と同性の看護師、SANE（性暴力被害者支援看護職）の介助などを考えてください。

<診察終了時の対応>

●追加検査や今後の治療の説明をする

負傷程度や症状によって、後日追加検査や治療が必要な場合は、被害者やそのご家族に説明し、次回来院日や検査等の希望について、被害者本人の意思を確認してください。

●今後の症状の説明と他科への引継ぎ（紹介）を丁寧に行う

帰宅後等に生じる症状（急性ストレス障害含む）については、被害者本人だけでなく、ご家族や付き添いの支援員にも伝えてください。診療の時点で、重い解離症状や希死念慮あるいは自殺企図がある場合は、精神科への引継ぎ（紹介）をお願いします。

●医療費等の公費支出制度

警察や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」では犯罪被害により傷害などを負ったときに、被害に遭われた方やご遺族の経済的負担を軽減するため、医療費等の一部費用を公費支出しています。

警察

- 初診料・診断書料
- 性感染症検査料・緊急避妊薬投薬料
- カウンセリング料 など

みえ性暴力被害者支援センター よりこ

- ※連携協力協定を締結している医療機関に限る。
- 初診料
 - 性感染症検査料・緊急避妊薬投薬料

詳しくは、被害者等に付き添っている警察官や支援員にお尋ねください。

全国被害者支援ネットワークが 実施した医療機関の対応についての調査

【よかったこと】

「親切に説明してくれた」、「適切な処置をしてくれた」
「安らかな死に顔だった。病院の方々が一生懸命手を尽くしてくださった」

【よくなかったと感じたこと】

「お医者様が見に来て『どの人？この人？もうダメだ』と大声で言われた」
「『病院に着いたときは既に亡くなっていた』とだけ聞かされたが、処置をしなかったのかどうかは教えてほしかった」
「性病や妊娠など心配なことがあったが、きちんと説明してもらえなかった」



三重県が実施する犯罪被害者等支援制度～三重県犯罪被害者等見舞金～

三重県では、犯罪被害に遭われた方々の経済的負担を軽減するため、以下の見舞金を給付しています。

※2019年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象で、三重県内に住所を有する方

遺族見舞金 ……………… 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者ご遺族

重傷病見舞金 ……………… 犯罪行為によって、重傷病（療養期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院）を負った犯罪被害者ご本人

精神療養見舞金 ……………… 特定の犯罪行為（殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買）によって、精神疾患（療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）を負った犯罪被害者ご本人

申請用診断書 の作成にご協力をお願いいたします。

詳しくは、**三重県環境生活部くらし・交通安全課（下記連絡先）**まで、お問い合わせください。

（注）お住まいの市町によっては、他の支援制度も創設されています。

犯罪被害等のための相談窓口があります

（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター

犯罪被害の相談電話

なやみなし

059-221-7830



※相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。

【受付時間】平日 10:00~16:00（土日祝、年末年始除く）

センターの主な支援内容

<電話相談・面接相談>

- 専門的な訓練を積んだ相談員が電話、面接等により対応します。
- 必要に応じて、臨床心理士による心理相談や弁護士による法律相談も行います。（専門相談は要予約）

<病院、裁判所等への付添>

- 希望に応じて、支援員による病院・法廷等への付添等、直接的な支援活動を行います。

<関係機関との連携>

- 県、市町、警察をはじめとする関係機関や団体等と連携を図り、被害に遭われた方々の立場に立った支援活動を行います。

上記センターでは広く賛助会員を募集しております。

賛助会員のお申し込みは、センターあてお電話またはメールでお願いします。

[TEL] 059-213-8211 [Eメール] mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp

■賛助会員（年額）

団体 10,000 円 個人 2,000 円

■寄付（複数口可能）

団体一口 10,000 円 個人一口 1,000 円

■振込手数料は、センターが負担します。

■口座名義

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

■振込先

百五銀行県庁支店 （普通）No. 215441

三十三銀行津中央支店 （普通）No. 2805212

課税優遇措置の 上記センターは、公益法人の認定を受けていますので、会費や寄付を納入された方は、その金額に応じて、個人お知らせ または法人の所得から定額を控除するなどの税制上の優遇措置が受けられます。

みえ性暴力被害者支援センター よりこ

性犯罪・性暴力の相談電話

よりこ

059-253-4115

全国共通ダイヤル

はやくワンストップ

#8891

※相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。

【受付時間】平日 10:00~17:00

（土日祝、年末年始除く）

上記時間以外は夜間休日対応コールセンターへつながります。

「よりこ」の
主な活動内容

相談内容に
応じた対応例

- 医療機関の紹介
- 臨床心理士等による心理相談

- 弁護士による法律相談
- 警察、裁判所等への付添



三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

【TEL】059-224-2664 【FAX】059-224-3069 【Eメール】anzen@pref.mie.lg.jp

